

嘉麻市デジタル推進協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市デジタル推進協議会条例（令和4年嘉麻市条例第26号）第7条の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程（平成22年嘉麻市告示第131号）に定めるもののほか、嘉麻市デジタル推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

(招集通知)

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第4条 協議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(嘉麻市地域情報化推進協議会条例施行規則の廃止)

- 2 嘉麻市地域情報化推進協議会条例施行規則（平成30年嘉麻市規則第54号）は、廃止する。